

海外療養費制度について

国民健康保険の加入者が短期間の海外渡航中に急な病気等でやむを得ず現地で治療を受けた場合、海外で支払った医療費の一部の払い戻しをうけることができる制度です。

基本的には、「日本国内の保険医療機関で同等の治療を受けた場合の医療費（標準額）」か「領収明細書の金額（実費額）」のどちらか低い額から、一部負担金を引いた額が、海外療養費として支払われます。

※ただし、治療目的の渡航や、長期間海外に居住する場合、また、日本で保険適用されない治療を受けた場合は保険給付の対象外です。

○申請に必要なもの

①	診療内容明細書（Form A） ※日本語翻訳文も必要	・治療をした医師が作成したもの ・月をまたがって受診した場合は、各月ごと、入院・入院外ごとに作成してください。 ・診療内容明細書、領収明細書、領収証、日本語翻訳文等を発行するために必要となる費用は申請者の負担となります。 ・添付する翻訳には、翻訳者氏名、住所、電話番号を記載してください。（翻訳は自分で行っても構いません）
②	領収明細書（Form B） ※歯科の場合、歯科用を使用 ※日本語翻訳文も必要	
③	診療内容補足説明書 ※必要な場合のみ ※日本語翻訳文も必要	
④	治療費の領収書（原本） ※日本語翻訳文も必要	
⑤	調査に関わる同意書、署名・押印欄の書類	・治療を受けた人が記入してください。
⑥	パスポート	・治療を受けた日に渡航していたことがわかる、出入国スタンプが押印されているもの。
⑦	本人確認書類	
⑧	療養を受けた方と世帯主のマイナンバーがわかるもの	
⑨	世帯主名義の振込口座情報	・海外への送金はできません。

○申請（問い合わせ）先

〒818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号
筑紫野市役所 国保年金課 国保担当
電話 092-923-1111

※裏面もご確認ください。

海外療養費を申請される方へ

海外での公的保険から給付を受ける場合

- ◆海外での公的保険に加入され、その保険からの給付を受ける場合には、公的保険より給付された額は海外療養費から減額となります。支給後に判明した場合は、差額を返還いただくこととなりますので、海外の公的保険に加入された方は、あらかじめ申請時にお申し出ください。

民間の旅行傷害保険等に入った場合

- ◆民間の旅行傷害保険等から支給される治療費（保険金）は、海外療養費の支給額の減額対象とはなりません。ただし、民間の旅行傷害保険が提携した現地の医療機関で、本人が自己負担なく医療機関から治療を受けた場合（被保険者に費用負担が生じていない場合）は、支給の対象とはなりません。

提出書類について

- ◆診療内容明細書、領収明細書、領収証、日本語翻訳文等を発行するために必要となる費用は申請者の負担となります。（翻訳は自分で行っても構いませんが、添付する翻訳には、翻訳者氏名、住所、電話番号を記載してください。）
- ◆提出書類の記載内容に不備・不明な点がある場合は、書類の内容について詳しく確認させていただきます。また、審査の過程で確認書類等再提出をお願いすることがあります。

パスポートの確認について（出入国日の確認）

- ◆海外診療を受けた日に渡航していたことを確認させていただきます。自動化ゲート通過等で入国が確認できない場合には、航空券（電子航空券の写しでも可）、査証等、海外渡航の事実が確認できるものをお持ちください。これらが無い場合には、法務省の出入（帰）国記録に係る開示請求による記録の写しをご提出いただく場合があります（発行には手数料がかかりますが、申請者の負担となります）。

支給について

- ◆診療内容明細書、領収明細書等の審査があるため、給付には3か月以上時間を要します。
- ◆申請書類の記載内容に不備・不明な点がある場合は、詳しく確認させていただきます。また、審査の過程で確認書類等の再提出をお願いすることや、治療を受けた医療機関に対して文書、電話等で確認をすることがあります。その場合、審査には相当のお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

その他

- ◆海外療養費の申請ができるのは、現地で費用を支払った翌日から起算して2年以内です。